

令和5年度 事業予定計画書

1 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

項目	共済目的等 組合員数	農 作 物 共 済			
		水 稻			
		半 相 殺	全 相 殺	品 質	地域インテックス
区域内の概数	人 79,077	a 2,163,300			
前年度 引受実績	59,789	1,252,534	143,433	0	178
本年度 引受計画	59,789	1,078,609	187,833	0	177
本年度 予定引受率	%	%			
	75.6	58.6			

項目	共済目的等	農 作 物 共 済			
		麦			
		半 相 殺	全 相 殺	災 害 収 入	地域インテックス
区域内の概数		a 35,800			
前年度 引受実績	5,518	42	0	0	
本年度 引受計画	4,527	1,292	0	0	
本年度 予定引受率		%			
		16.3			

共済目的等 項目	家 畜 共 済							
	死 亡 廃 用 共 済							
	搾 乳 牛	育 成 乳 牛 (子牛等)	繁 殖 用 雌 牛	育 成・肥 育 牛 (子牛等)	育 成・ 肥 育 馬	種 豚	肉 豚	肉 用 種 種 雄 牛
区域内の概数	頭 5,775	頭 2,652	頭 4,692	頭 22,014	頭 0	頭 4,463	頭 40,197	頭 2
前 年 度 引 受 実 績	7,289	5,051 (511)	5,029	38,068 (4,907)	0	4,212	25,345	2
本 年 度 引 受 計 画	7,463	5,033 (545)	5,355	36,736 (4,629)	0	4,149	24,811	2
本 年 度 予 定 引 受 率	% 129.2	% 189.8	% 114.1	% 166.9	% -	% 93.0	% 61.7	% 100.0

共済目的等 項目	家 畜 共 済				
	疾 病 傷 害 共 済				
	乳 用 牛	肉 用 牛	一 般 馬	種 豚	肉 用 種 種 雄 牛
区域内の概数	頭 8,427	頭 26,706	頭 0	頭 4,463	頭 2
前 年 度 引 受 実 績	8,730	22,415	0	2,459	2
本 年 度 引 受 計 画	8,388	22,166	0	2,459	2
本 年 度 予 定 引 受 率	% 99.5	% 83.0	% -	% 55.1	% 100.0

共済目的等 項目	果 樹 共 済									
	収 穫 共 済									
	うんしゅうみかん		なつみかん		指定かんきつ		りんご	ぶどう		なし
	減収一般	災害収入	減収一般	減収一般	災害収入	減収一般	減収一般	災害収入	減収一般	
区域内の概数	a 100,513		a 4,361		a 76,101		a 3,787	a 13,942		a 10,265
前年度 引受実績	2,395	3,596	150	1,379	3,997	634	1,384	1,391	577	
本年度 引受計画	2,568	3,710	221	1,506	4,090	638	1,514	1,310	587	
本年度 予定引受率	%		%		%		%	%		%
	6.2		5.1		7.4		16.8	20.3		5.7

共済目的等 項目	果 樹 共 済					
	樹 体 共 済					
	うんしゅう みかん	な つ み かん	指 定 かん きつ	りんご	ぶ ど う	な し
区域内の概数	a 100,513	a 4,361	a 76,101	a 3,787	a 13,942	a 10,265
前年度 引受実績	68	0	54	0	15	0
本年度 引受計画	100	25	90	30	20	30
本年度 予定引受率	% 0.1	% 0.6	% 0.1	% 0.8	% 0.1	% 0.3

項目	畑作物共済		
	大豆		
	半相殺	全相殺	地域 インデックス
区域内の概数	a 40,000		
前年度 引受実績	4,016	1,547	0
本年度 引受計画	3,767	1,801	0
本年度 予定引受率	% 13.9		

項目	園芸施設共済									
	ガラス室		プラスチックハウス							
	I 類	II 類	I 類	II 類	III 類	IV 類		V 類	VI 類	VII 類
						甲	乙			
区域内の概数	棟 1	棟 51	棟 1	棟 8,415	棟 276	棟 344	棟 100	棟 73	棟 562	棟 7
前年度 引受実績	1	20	0	4,287	75	107	37	49	277	2
本年度 引受計画	1	20	0	4,656	100	123	38	51	284	2
本年度 予定引受率	% 100.0	% 39.2	% 0.0	% 55.3	% 36.2	% 35.8	% 38.0	% 69.9	% 50.5	% 28.6

項目	共済目的等	
	任 意	共 済
	農 家 建 物	農 機 具
区域内の概数	棟 130,000	台 81,100
前年度 引受実績	94,639	9,581
本年度 引受計画	95,000	9,601
本年度 予定引受率	% 73.1	% 11.8

(農業経営収入保険)

項目	経営体		
	收 入	保 険	入 保 険
	個 人	法 人	合 計
区域内の概数	件 5,962	件 543	件 6,505
前年度 引受実績	1,133	281	1,414
本年度 引受計画	1,217	283	1,500
本年度 予定引受率	% 20.4	% 52.1	% 23.1

2 農業共済事業の規模

(1) 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

共済目的等		項目	引 受		共済金額	共 済 掛 金			保 険 料 D	交付金又は 納入保険料 E=B-D	手持共済掛金	備 考	
			本年度予定	前年度実績		総 額 A	国庫負担金 B	農家負担金 C					
農 作 物	水 稻	半 相 殺	1,078,609 a 43,803,701 kg	1,252,534 a 50,867,036 kg	千円 8,605,768	千円 92,237	千円 46,114	千円 46,123	千円 222	千円 45,892	千円 92,015		
		全 相 殺	187,833 a 8,122,402 kg	143,433 a 6,202,436 kg	1,677,241	26,837	13,418	13,419	40	13,378	26,797		
		品 質	0 a 0 kg	0 a 0 kg	0	0	0	0	0	0	0	0	
		地 域 インデックス	177 a 7,966 kg	178 a 8,007 kg	1,531	2	1	1	0	1	2		
	麦	半 相 殺	4,527 a 66,103 kg	5,518 a 80,567 kg	1,327	23	12	11	0	12	23		
		全 相 殺	1,292 a 11,759 kg	42 a 385 kg	359	9	4	5	0	4	9		
		品 質	0 a 0 kg	0 a 0 kg	0	0	0	0	0	0	0	0	
		地 域 インデックス	0 a 0 kg	0 a 0 kg	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計		1,272,438 a 52,011,931 kg	1,401,705 a 57,158,431 kg	10,286,226	119,108	59,549	59,559	262	59,287	118,846		
	家 畜	死 亡 廃 用	搾 乳 牛	7,463 頭	7,289 頭	2,583,056	114,630	57,315	57,315	25	57,290	114,605	
			育 成 乳 牛	5,033 頭	5,051 頭	1,086,760	12,013	6,006	6,007	10	5,996	12,003	
			繁 殖 用 雌 牛	5,355 頭	5,029 頭	2,106,150	19,822	9,911	9,911	21	9,890	19,801	
育 成・肥 育 牛			36,736 頭	38,068 頭	18,895,650	158,205	79,102	79,103	188	78,914	158,017		
共 済		育 成・肥 育 馬	0 頭	0 頭	0	0	0	0	0	0	0		
		種 豚	4,149 頭	4,212 頭	187,667	11,183	4,473	6,710	1	4,472	11,182		
		肉 豚	24,811 頭	25,345 頭	259,463	49,531	19,812	29,719	2	19,810	49,529		
		肉 用 牛 種 雄 牛	2 頭	2 頭	325	18	9	9	1	8	17		
計		83,549 頭	84,996 頭	25,119,071	365,402	176,628	188,774	248	176,380	365,154			
疾 病 傷 害 共 済		乳 用 牛	8,388 頭	8,730 頭	366,550	128,992	64,496	64,496	1	64,495	128,991		
	肉 用 牛	22,166 頭	22,415 頭	425,965	68,609	34,304	34,305	1	34,303	68,608			
	一 般 馬	0 頭	0 頭	0	0	0	0	0	0	0			
	種 豚	2,459 頭	2,459 頭	14,400	13,506	5,402	8,104	1	5,401	13,505			
	肉 用 牛 種 雄 牛	2 頭	2 頭	80	7	3	4	1	2	6			
計		33,015 頭	33,606 頭	806,995	211,114	104,205	106,909	4	104,201	211,110			

共済目的等		項目		引 受		共済金額	共 済 掛 金			保 険 料 D	交付金又は 納入保険料 E=B-D	手持共済掛金	備 考	
		本年度予定	前年度実績	総 額 A	国庫負担金 B		農家負担金 C							
果	収	うんしゅう みかん	減 収 一 般	a	a	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
			災 害 収 入	2,568	2,395	34,549	663	331	332	124	207	539		
	穫	な つ みかん	減 収 一 般	a	a									
			災 害 収 入	3,710	3,596	84,630	1,605	802	803	316	486	1,289		
	種	指 定 かんきつ	減 収 一 般	a	a									
			災 害 収 入	1,506	1,379	29,143	553	276	277	56	220	497		
	共	りんご	減 収 一 般	a	a									
		ぶ どう	減 収 一 般	a	a									
	済	な し	減 収 一 般	a	a									
			災 害 収 入	638	634	26,778	1,140	570	570	749	△ 179	391		
			減 収 一 般	a	a									
			災 害 収 入	a	a									
			減 収 一 般	a	a									
			災 害 収 入	a	a									
		減 収 一 般	a	a										
		災 害 収 入	a	a										
		計	a	a										
			16,144	15,503	630,933	9,359	4,677	4,682	2,415	2,262	6,944			
樹	樹	うんしゅう みかん	減 収 一 般	a	a									
			災 害 収 入	100	68	11,530	51	25	26	2	23	49		
	体	な つ みかん	減 収 一 般	a	a									
			災 害 収 入	25	0	1,500	3	1	2	0	1	3		
	共	指 定 かんきつ	減 収 一 般	a	a									
			災 害 収 入	90	54	32,670	46	23	23	3	20	43		
	済	り ん ご	減 収 一 般	a	a									
ぶ どう		減 収 一 般	a	a										
	な し	減 収 一 般	a	a										
		災 害 収 入	a	a										
		計	a	a										
			295	137	56,580	177	87	90	10	77	167			

共済目的等		項目	引 受		共済金額	共 済 掛 金			保 険 料 D	交付金又は 納入保険料 E=B-D	手持共済掛金	備 考
			本年度予定	前年度実績		総 額 A	国庫負担金 B	農家負担金 C				
畑 作 物	大 豆	半 相 殺	3,767 ^a	4,016 ^a	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
			27,761 ^{kg}	29,599 ^{kg}	4,078	421	232	189	244	△ 12	177	
		全 相 殺	1,801 ^a	1,547 ^a								
	17,559 ^{kg}		15,081 ^{kg}	2,165	84	46	38	43	3	41		
	地 域 インデックス	0 ^a	0 ^a									
		0 ^{kg}	0 ^{kg}	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	5,568 ^a	5,563 ^a									
		45,320 ^{kg}	44,680 ^{kg}	6,243	505	278	227	287	△ 9	218		
園 芸 施 設	ガラス室	I 類	棟	棟								
		1	1	1,631	2	1	1	0	1	2		
		II 類	棟	棟								
	20	20	76,908	23	8	15	6	2	17			
	プ ラ ス チ ッ ク ハ ウ ス	I 類	棟	棟								
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		II 類	棟	棟								
	4,656	4,287	3,700,546	39,204	17,722	21,482	13,305	4,417	25,899			
		III 類	棟	棟								
	100	75	467,264	2,515	1,162	1,353	460	702	2,055			
	IV 類	甲	棟	棟								
123		107	625,204	2,907	1,290	1,617	797	493	2,110			
	乙	棟	棟									
38	37	445,875	192	72	120	22	50	170				
	V 類	棟	棟									
51	49	416,407	615	258	357	80	178	535				
	VI 類	棟	棟									
284	277	99,044	1,842	905	937	728	177	1,114				
	VII 類	棟	棟									
2	2	910	87	37	50	34	3	53				
	計	棟	棟									
		5,275	4,855	5,833,789	47,387	21,455	25,932	15,432	6,023	31,955		
合 計				42,739,837	753,052	366,879	386,173	18,658	348,221	734,394		

(2) 任意共済事業の規模

共済目的		項 目		引 受	共 済 金 額	共 済 掛 金 、 賦 課 金			保 險 料 B	保 險 手 数 料 C	手持共済掛金 D= A-(B-C)	備 考
		本年度予定	前年度実績			総 額	共済掛金 A	事務費賦課金				
建 物	総合	17,270 棟	17,125 棟	千円 123,580,000	千円 362,775	千円 251,371	千円 111,404	千円 155,446	千円 36,514	千円 132,439		
	火災	77,730 棟	77,514 棟	968,120,000	741,638	408,020	333,618	222,077	89,874	275,817		
	計	95,000 棟	94,639 棟	1,091,700,000	1,104,413	659,391	445,022	377,523	126,388	408,256		
農 機 具	総合	8,776 台	8,762 台	20,554,000	95,399	64,255	31,144					
	火災	824 台	817 台	986,000	1,792	1,184	608					
	更新	1 台	2 台	4,720	675	660	15					
	計	9,601 台	9,581 台	21,544,720	97,866	66,099	31,767			66,099		
合 計			1,113,244,720	1,202,279	725,490	476,789	377,523	126,388	474,355			
保 險 割 合					火災共済、総合共済の地震以外 30%	保 險 手 数 料 率			総 合	23.49%		
					総合共済の地震部分 50%				火 災	40.47%		

3 引受計画と実施方策

(1) 農作物共済

- ① 地域農業再生協議会と連携を図りながら水稻共済加入申込書兼変更届出書と水稻生産実施計画書等の一体化処理を行うとともに、関係団体等と緊密に情報共有することで、作付け状況を正確に把握して適正な引受けを行う。
- ② 令和4年度の未加入者及び令和5年度の加入申込書未提出者に対し、戸別訪問等により無保険者とならないよう積極的な加入推進を行う。
- ③ 青色申告者には収入保険を優先的に推進するとともに、令和4年度に実施した乾燥調製に関する調査に基づき、全量をJA等に出荷している組合員には、乾燥調製受託者データにより収穫量を把握する全相殺方式（以下「施設計量全相殺方式」という。）を、乾燥調製を自身で行っている組合員には、確定申告関係書類により収穫量が確認できる場合は、記帳した帳簿で収穫量を把握する全相殺方式（以下「帳簿全相殺方式」という。）を推進する。
- ④ 令和5年産で半相殺方式に加入された組合員には、加入要件が大幅に緩和された全相殺方式の制度内容について、あらためて周知を行うとともに、引き続き、乾燥調製作業を委託している組合員の委託先把握や、帳簿全相殺方式に必要な帳簿の整備を促すなど、令和6年産以降の全相殺方式への移行を推進する。
- ⑤ 全相殺方式での加入が円滑に進むように、JA等乾燥調製委託先との関係を密接にするなど、施設計量全相殺方式の引受体制整備を行う。
- ⑥ 共済委員会議や広報紙を通じて共済掛金等の払込期限内納入を周知徹底するとともに、現金納入者の口座振替納入への移行を推進する。また、口座振替不能者や現金納入者に対しては、戸別訪問等により共済掛金等の期限内徴収に努める。
- ⑦ 農業保険の共通申請サービスを活用したオンライン申請の周知に努める。

(2) 家畜共済

- ① 共済種類、事故除外方式、子牛等選択有無など家畜共済のメニュー及び共済金の支払実績を提示・説明し、農家の経営形態に即した加入推進を行う。
- ② 疾病傷害共済に令和5年度から適用される新たな危険段階方式について、農家へ補償額と掛金の内容を十分に説明し、加入推進を行う。
- ③ 引受時に農家から申告があった家畜の飼養状況や飼養計画について、牛個体識別情報、家畜共済事故実績等により正確に検証確認し、家畜種類・用途・

品種・月齢別に設定した家畜の評価基準を適用し、適正な引受けを行う。

- ④ 県、市町の関係機関及びJ A、畜産協会、養豚協会等の関係団体との連携を強化し、加入資格を有する新たな農業者の把握に努めるとともに、未加入者に対しては、戸別訪問等を通じた制度の周知と理解を図るとともに、農家ニーズに即した提案型推進を行う。
- ⑤ 農業保険の共通申請サービスを活用したオンライン申請の周知に努める。

【家畜診療所の運営】

- ① 地域の畜産関係団体等及び関係獣医師との連携を図り、畜産農家の経営の安定と畜産業の発展に貢献する。
- ② 獣医師職員の確保が大きな課題となっているため、NOSA I 協会、中央畜産会、獣医系大学等関係団体と連携し、獣医学生の臨床実習を積極的に受け入れる。また、獣医師養成確保修学資金給付事業を活用するとともに、大学訪問に加えリモート開催等様々な形で行われる就職説明会に出席するなどのリクルート活動を行い、新規獣医師の確保に努める。
- ③ 喫緊の人員不足に対応するため、再雇用終了職員等との嘱託職員契約や業務委託契約を結び、安定的な獣医療が提供できる人員を確保する。
- ④ 家畜診療所の健全な運営を維持するため、診療業務の効率化を図り、経費の節減に努めるとともに、診療収入等の期限内徴収に努める。
- ⑤ 高度な獣医療が提供できるように、医療機器の更新を計画的に行い、診療体制の維持強化に努める。また、高度な家畜診療技術の習得のため、全国で開催される家畜診療技術研修会等へ積極的に参加する。
- ⑥ 画像等を利用した遠隔診療の実施に向け、診療環境の整備を行う。

(3) 果樹共済

- ① 市町、J A及び生産者団体等を構成員とする果樹共済事業推進協議会を開催し、制度の普及啓発と事業推進への協力を求めるとともに、各地区の生産組合及びJ A主催の会議等に積極的に参加し、引受拡大を図る。
- ② 関係機関、J A及び生産者団体等の協力を得て有資格農家の栽培面積を調査し、未加入者の資源及び栽培実態の把握に努めるとともに、有資格農家への制度内容の周知と加入の意思確認を行い、引受拡大を図る。
- ③ 青色申告者には収入保険への加入を優先的に推進する。また、確定申告関係書類により収穫量を確認し引受けする帳簿全相殺方式について、制度内容の周知を徹底するとともに、加入に係る意向調査を実施する。

- ④ 有資格農業者及び収入保険へ移行した組合員等に対し、樹体共済の制度内容を周知し、加入推進を図る。
- ⑤ 栽培面積、植栽本数等の栽培実態を把握するため、GPS(衛星利用システム)を活用し、園地台帳の整備を効率的に行い加入推進に努める。
- ⑥ 農業保険の共通申請サービスを活用したオンライン申請の周知に努める。

(4) 畑作物共済

- ① 関係機関、JAと連携を図り、水稻共済加入申込書兼変更届出書等の関係書類を基に有資格農家の把握に努める。
- ② 生産販売農家及び集落営農法人等の有資格者に対し、戸別訪問等による制度の周知と加入の意思確認を行い、引受拡大を図る。
- ③ 青色申告者には収入保険を優先的に推進し、全量をJA等に出荷している組合員には施設計量全相殺方式を、全量を出荷していない組合員で確定申告関係書類により収穫量が確認できる場合は帳簿全相殺方式を推進する。
- ④ 加入申込書に記載されている全耕地の現地確認を行い、栽培の実態を把握し、適正な引受けに努める。
- ⑤ 農業保険の共通申請サービスを活用したオンライン申請の周知に努める。

(5) 園芸施設共済

- ① 関係機関、JA等の協力を得て新規就農者と新設棟に係る情報を把握するとともに、各地区で開催される生産組合等の会議に積極的に参加し、制度内容の周知を図り、新規引受けに取り組む。
- ② 引受台帳の整備及び更新を継続的に行うとともに、未加入者への戸別推進については、推進地域及び対象者を重点的に設定し、推進時期を含め、農家ニーズ及び実情に合わせた効果的な加入推進を行う。
- ③ 短期被覆の水稻育苗ハウスについて、被覆前に有資格農家へ重点的に加入推進を行う。
- ④ リスク啓発のチラシを配布し、多発する自然災害等に対するリスク回避の啓発を促すことで、引受拡大に努める。
- ⑤ 施設内農作物対象品目の追加を周知し、栽培実態や農家ニーズに即した適切な引受けを行う。
- ⑥ 農業保険の共通申請サービスを活用したオンライン申請の周知に努める。

(6) 任意共済

- ① 農作物共済等の制度共済加入者及び収入保険加入者で建物共済未加入農家

へ、資料提供や戸別訪問による加入推進を行う。

- ② 自動継続特約を推進して、複数年継続加入率の向上を図ることにより、引受共済金額の確保及び加入者の継続加入手続きの軽減を行う。
- ③ 多発する自然災害に備えるため、建物総合共済の加入推進を図るとともに、小損害実損填補特約や臨時費用担保特約の付帯及び落雷事故に備えた家具類への加入を推進し、共済事故に対する補償の充実を図る。
- ④ 農機具について、補償の充実を図るため、新規購入の場合は新調達価額で加入するよう推進を行う。また、中古購入農機具についても積極的に加入推進を行い、補償の充実を図る。
- ⑤ 収入保険ではカバーできない農機具事故への補償など、収入保険加入者へ農機具共済の周知を図り、加入推進を行う。
- ⑥ 加入推進時に、支払いの対象となる事故、並びに加入者の告知義務等の制度の仕組みや内容について、加入者へ丁寧でわかりやすい説明を行う。

4 損害評価の適正化の方策

(1) 農作物共済

- ① 見回り調査を実施し、関係機関、JA等の関係団体と連携を図りながら被害発生状況の早期把握に努め、適期に漏れなく被害申告が行われるよう、組合員への周知徹底を図るとともに、適正な評価体制を整え、適期の損害評価を実施する。
- ② 損害評価員等を対象に損害評価現地研修会を開催し、評価方法及び評価眼の統一を図り、適正公平な損害評価の実施に努める。また、共済事故以外の原因による減収等については、分割評価基準の的確な適用を徹底する。
- ③ 高温障害による登熟不良等被害の発生見込みを早期に把握するため、生産者、関係機関、JA等との情報共有に努め、かつ収穫前判定システムの適切な運用を行い、危険情報が出た場合は、関係機関、関係団体と連携して早期に組合員へ周知する。

(2) 家畜共済

- ① 事故家畜の個体情報及び適用する共済関係等が効率的に確認できるよう、牛個体識別情報の定期的な取得・更新を行う。
- ② 死亡廃用共済については、事故発生時に支所等と家畜診療所の連携による効率的な事故確認に努め、廃用事故認定基準細則及び免責基準を遵守した適

正な損害評価を行う。

- ③ 疾病傷害共済については、病傷事故給付基準等に基づき、形式審査、内容審査を適正に行う。内容審査は家畜診療所獣医師職員から審査員を選任し、給付基準等を統一的に適用し集合審査・巡回審査・分散審査を行う。
- ④ 画像による死亡事故確認を推進し、農家の利便性を高め、合わせて事務の効率化を図る。

(3) 果樹共済

- ① 被害発生都度速やかに見回り調査を行い、関係機関等と連携し被害状況の早期把握に努め、適期に漏れなく被害申告が行われるよう、組合員への周知徹底を図り、適期の損害評価を実施する。
- ② 台風等の大災害の発生に備えるため損害評価体制を整備し、組合員からの被害申告に基づき、迅速かつ適正な損害評価に努める。
- ③ 損害評価現地研修会を開催し、評価眼の統一を図り評価技術の向上に努める。

(4) 畑作物共済

- ① 定期的な見回り調査に加え、被害発生都度速やかに見回り調査を実施することにより、生育状況及び被害状況を早期に把握し、適期に漏れなく被害申告が行われるよう組合員への周知徹底を図る。
- ② 損害評価員等を対象に損害評価現地研修会を開催し、評価方法、評価眼の統一を図り、適正公平な損害評価の実施に努める。また、共済事故以外の原因による減収等については、分割評価基準の的確な適用を徹底する。

(5) 園芸施設共済

- ① 事故発生通知及び異動通知が加入者から遅滞なく行われるよう、農家訪問時及び組合広報紙を活用し周知する。
- ② 共済事故発生時に、迅速かつ適正な現地損害評価が行える体制を整えておくとともに、被害が広範囲に発生した場合は、関係団体と連携を図り、被害状況を迅速、的確に把握し、共済金の早期支払いに努める。
- ③ 損害評価現地研修会を開催し、評価技術の向上及び損害評価事務の適正化を図る。

(6) 任意共済

- ① 罹災時の事故発生通知が、加入者から速やかに行われるよう、共済委員会議及び加入証券送付時に周知を行うとともに、落雷・積雪のシーズンや農繁

期前には組合広報紙等を活用し周知を図る。

- ② 職員の損害評価技術の向上のため、損害評価研修会、事務講習会を開催して知識の習得、向上を図り、加入者への説明力を高める。また、地震等の大規模自然災害に備えて開催される中国地区地震災害損害評価研修会及び損害評価技術研修会等に参加して、一層の知識・技術向上を図る。
- ③ 反社会的勢力との一切の関係を排除するとともに、原因不明、不審火などモラルリスクに関わる可能性のあるものに適切に対応するため、関係機関、団体と連携を強化し、適正な共済金の支払いに努める。

5 損害防止事業の実施計画

- (1) 鳥獣被害対策として、情報の提供を行うとともに侵入防止資材「防護ネット（使用済のり網）」を斡旋する。
- (2) 果樹共済加入者を対象に、病虫害対策として防除薬剤費の一部助成を行う。
- (3) 野生鳥獣被害対策協議会等へ参画し、市町等関係機関と情報共有を図り、一体となって鳥獣被害対策に努める。また、鳥獣被害対策アドバイザースキルアップ研修会等に参加し、習得した知識を農家訪問時や損害評価員会議等で広めるとともに、相談や問い合わせがあれば農家へ適切なアドバイス等ができるようにスキルアップや体制づくりに取り組み、農家自身による獣害対策の効果向上の支援に努める。
- (4) 家畜共済特定損害防止事業を効果的に実施し、事故の未然防止を図る。
- (5) 家畜共済一般損害防止事業として家畜共済事故低減指導事業及び家畜共済畜舎消毒事業を行い、農家の損害の低減を図る。

6 農業経営収入保険の推進

- (1) 加入者には、自動継続特約の利点（付加保険料負担軽減等）を説明して加入維持に努める。
- (2) 農業者情報や地域性を踏まえて対象者を明確化し推進体制を再構築するとともに、加入を検討中など優先順位の高い農業者へは、多面的な視点から加入推進を図る。

また、保険料等の助成がある市町を中心に加入推進重点地域を設定し、助成による保険料等の負担軽減を周知して加入拡大を図る。

- (3) 生産部会や営農集団の構成員等に対して、農業保険の共通申請サービスを利

用したオンライン手続き等の加入申請や収入保険に対応した税申告関係書類の記帳方法等のサポートを行う。

(4) 広島県農業保険推進協議会の構成団体が主催する会議等に参加して、収入保険制度を説明し加入拡大に努める。

(5) 農業簿記の専門的知識を習得して、税申告書類の確認や仕訳方法の助言などに活用し、加入申請時の事務手続きが円滑に進むよう農業者支援に努める。

7 執行体制の整備

(1) 事務執行体制の整備方法

① 理事会の開催

理事会運営規則に基づき毎四半期各1回、また必要に応じて随時開催し、組合運営上の主要事項及び事業の実施方策等を審議決定する。

また、理事会委員会運営規則に基づき、組合の業務及び事業に関する特定の案件について検討するため、総務委員会及び事業委員会を必要に応じて開催する。

② 監事会の開催

監事会は監査の方針、監査計画等を協議するため、原則として年2回、その他必要に応じて開催する。また、監事監査規則に基づき、財産の状況及び業務執行状況を監査することにより、組合運営の健全化を図る。

③ 内部管理態勢の整備

監事による中間監査及び決算監査の定時監査と、必要に応じた臨時監査の実施に加え、内部監査規程に基づく全部署を対象とする年2回の定期監査及び必要に応じた臨時監査を実施する。

④ コンプライアンス態勢の整備

コンプライアンス・プログラムの確実な実施により、内部管理態勢の充実・強化を図る。また、共済掛金等の現金徴収による不祥事未然防止のため、口座振替を基本とした現金以外の納入方法の推奨等により、現金による方法からの移行を強力的に推進する。

(2) 共済委員等の設置及び職務

① 集落ごとに共済委員を委嘱し、組合員と組合の連絡業務及び事業推進等の協力を依頼する。

② 共済委員の推薦により、NOSA I部長を選出し、支所又は地域ごとに

NOSA I 部長会を設置する。NOSA I 部長会は、組合運営の協力機関として、共済委員と組合の接点強化を図り、制度の普及、補償の充実に努める。

(3) 職制及び職員の配置計画

参事統轄のもと、農家組合員のニーズに応えるとともに事業計画達成のため、職員の適正配置により円滑な事業運営に努める。

機構体制として次表のとおり、本所は、監査室、総務部、事業部、家畜部の1室3部7課、支所等については4支所2出張所1連絡所、家畜臨床研修所並びに5家畜診療所とする。

本 所	人数	支所等	人数	家畜診療所等	人数
参事	1 人	北広島支所	21 人	家畜臨床研修所	2 人
監査室	3 人	廿日市出張所	12 人	東広島家畜診療所	3 人
総務部長	1 人	東広島支所	20 人	北広島家畜診療所	8 人
総務課	5 人	江田島連絡所	2 人	府中家畜診療所	9 人
経理課	4 人	福山支所	16 人	庄原家畜診療所	7 人
企画情報課	5 人	府中出張所	8 人	三次家畜診療所	3 人
事業部長	1 人	三次支所	20 人		
収穫園芸課	6 人				
建物農機具課	5 人				
収入保険課	3 人				
家畜部長	1 人				
家畜課	5 人				
計	40 人	計	99 人	計	32 人

(4) 「未来へつなぐ」サポート運動の推進

“安心をすべての農家に届けよう”を運動目標として、農業経営の基幹的なセーフティネットとしての農業保険を農業の生産現場により深く浸透させ、すべての農業者に提供する取組みを積極的に展開する。

(5) 役職員研修等の体制及び計画

広島県農業共済組合研修基金研修計画に基づき、役職員の資質向上及びコンプライアンスを重視した各種研修会を開催する。また、各種講習会等を開催し関係法令等の専門的知識の習得と倫理意識の高揚に努める。

さらに、NOSA I 協会や農林水産省等が主催する研修会等へ職員を計画的に参加させ、人材育成の強化を図る。

8 広報関係

- (1) 組合広報紙を年4回発行し、組合情報や事業内容等の情報提供を行い、農業保険制度の普及・定着に努める。ホームページを最大限活用して情報開示と説明責任を果たし、組合の透明性を確保する。また、組合や農業保険制度に対する意見・要望を聴くため、組合広報紙とホームページの広聴機能の充実を図る。
- (2) 役職員が、農業共済新聞を発行する意義や果たす役割の認識を共有し、大型農家、農業法人、収入保険加入農業者等への訪問機会に購読奨励を行う。基礎組織の未購読者に対しては、面談・訪問・共済委員会議等、あらゆる機会を捉えて、農業共済新聞の購読を奨励し、普及拡大に努める。
- (3) 広報委員会議を定期的で開催し、制度内容等を効果的にPRするための広報推進体制の強化を図る。

9 事務機械化関係

- (1) セキュリティポリシーに基づき、NOSA Iが取扱う情報やこれらを管理する機器等の情報資産に対する安全対策の強化と適正な安全管理に努める。
- (2) 情報セキュリティの重要性について、研修会等を通じ、職員の共通認識の徹底を図る。
- (3) 農業共済制度の改正に伴うシステム改修に対応するとともに、システムの安定稼働に努める。
- (4) 本所でのデータ管理による情報の安全性を維持するとともに、補助システムを充実し事務の統一・効率化を図る。
- (5) グループウェアを有効活用し、各部署及び支所間の情報共有と管理業務の効率化・合理化を図る。
- (6) 収入保険制度と農業共済制度の加入者情報を連携させ、効率的な組合員等情報の管理を行う。
- (7) 農業保険の共通申請サービスの開始に伴う環境の整備を行うとともに、農業共済システムのWeb化に向けた環境の準備やデータ移行のための整理を行う。

10 損害防止事業実施要領

- (1) 家畜共済事故低減指導事業実施要領
- (2) 家畜共済畜舎消毒事業実施要領
- (3) 果樹共済損害防止事業助成金交付要領

11 事業奨励要領

(1) 任意共済事業推進奨励金交付要領

12 予算統制の方策

事業計画に則った事業の完全実施及び余裕金運用の基本方針に基づき、余裕金の安全かつ確実な運用により収入の確保に努める。また、予算執行にあたっては、定期的に予算執行状況の検証を行い、業務運営のより一層の合理化・効率化を図り、徹底した業務経費の抑制に努め、支出計画に基づき適正に執行する。